

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3156423号
(U3156423)

(45) 発行日 平成22年1月7日(2010.1.7)

(24) 登録日 平成21年12月9日(2009.12.9)

(51) Int.Cl. F 1
B 4 2 D 15/10 (2006.01) B 4 2 D 15/10 5 0 1 P

評価書の請求 未請求 請求項の数 13 O L (全 5 頁)

(21) 出願番号	実願2009-600039 (U2009-600039)	(73) 実用新案権者	504012756
(86) (22) 出願日	平成19年11月16日(2007.11.16)		データカード・コーポレイション
(86) 国際出願番号	PCT/US2007/084957		アメリカ合衆国、ミネソタ・55343-
(87) 国際公開番号	W02008/067193		9015、ミネトンカ、ブレン・ロード・
(87) 国際公開日	平成20年6月5日(2008.6.5)		ウエスト・11111
(31) 優先権主張番号	60/866,097	(74) 代理人	110000040
(32) 優先日	平成18年11月16日(2006.11.16)		特許業務法人池内・佐藤アンドパートナーズ
(33) 優先権主張国	米国 (US)	(72) 考案者	ガレス、ドナルド
			アメリカ合衆国、55449 ミネソタ州、ブレイン、128ス レーン エヌイー 2073

(54) 【考案の名称】 小型パッチラミネート

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 識別ドキュメント表面の全表面積よりも著しく小さい部分にラミネートされる小型パッチを提供する。

【解決手段】 小型パッチは、ドキュメント表面上の個人化情報の特定の領域を覆って、磨耗および改ざんから個人化情報を保護することができる。例えば、小型パッチは、写真を覆っても良く、表面の残りの部分は露出したままとなる。また逆に、カード上における写真以外の他の特定の個人化情報を覆う大きさおよび形状に作成されても良い。例えば、パッチ12は、写真14を覆わずに、個人化情報16の一部または全部を覆うことがある。

【選択図】 図2

【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

表面積を持つ表面を備えた識別ドキュメント (identification document) のラミネート用小型パッチラミネートであって、前記表面は個人化情報を含み、

前記小型パッチラミネートは、前記識別ドキュメントの前記表面の全表面積よりも著しく小さい部分にラミネートされて、個人化情報が実質的に遮られたり、変えられたりすることなく見えるように構成された透明なポリエステル材料からなる層を含み、

前記層は、厚みが約 0 . 5 m i l ~ 1 . 5 m i l であることを特徴とする小型パッチラミネート。

【請求項 2】

前記層は、概ね矩形であり、高さが約 3 6 m m および長さが約 2 8 m m である請求項 1 に記載の小型パッチラミネート。

【請求項 3】

前記層は、その上に光学的変化素子、図形または印刷を含む請求項 1 に記載の小型パッチラミネート。

【請求項 4】

前記層は、I D - 1 カードのラミネート用に構成されている請求項 1 に記載の小型パッチラミネート。

【請求項 5】

小型パッチラミネート供給部であって、
キャリアウェブと、

複数の識別ドキュメント (identification documents) のラミネート用に互いに間隔をあけて前記キャリアウェブ上に配置された複数の小型パッチラミネートとを含み、

前記複数の識別ドキュメントは、それぞれ表面積を持つ表面を備え、前記表面は個人化情報を含み、

各小型パッチラミネートは、前記識別ドキュメントの前記表面の全表面積よりも著しく小さい部分にラミネートされて、個人化情報が実質的に遮られたり、変えられたりすることなく見えるように構成された透明なポリエステル材料からなる層を含み、

各小型パッチラミネートは、厚みが約 0 . 5 m i l ~ 1 . 5 m i l であることを特徴とする小型パッチラミネート供給部。

【請求項 6】

各小型パッチラミネートは、概ね矩形であり、高さが約 3 6 m m および長さが約 2 8 m m である請求項 5 に記載の小型パッチラミネート供給部。

【請求項 7】

前記複数の小型パッチラミネートは、それらの上に光学的変化素子、図形または印刷を含む請求項 5 に記載の小型パッチラミネート供給部。

【請求項 8】

各小型パッチラミネートは、I D - 1 カードのラミネート用に構成されている請求項 5 に記載の小型パッチラミネート供給部。

【請求項 9】

識別ドキュメント (identification document) であって、

表面積を持ち、前記識別ドキュメントの対象となる所有者の写真を含む表面と、

前記写真の表面にラミネートされ、前記表面積のかなりの部分を露出したままで、前記写真全体を覆う大きさに作成されており、厚みが約 0 . 5 m i l ~ 1 . 5 m i l である小型パッチラミネートとを含む識別ドキュメント。

【請求項 10】

前記ドキュメントは、I D - 1 カードである請求項 9 に記載の識別ドキュメント。

【請求項 11】

前記小型パッチラミネートは、概ね矩形であり、高さが約 3 6 m m および長さが約 2 8 m m である請求項 9 に記載の識別ドキュメント。

10

20

30

40

50

【請求項 1 2】

前記小型パッチラミネートは、その上に光学的変化素子、図形または印刷を含む請求項 9 に記載の識別ドキュメント。

【請求項 1 3】

前記小型パッチラミネートは、ポリエステル材料からなる請求項 9 に記載の識別ドキュメント。

【考案の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本願は、データカード・コーポレイション (DataCard Corporation) の名において、PCT 国際出願として出願されており、2006 年 1 月 16 日に米国仮出願第 60/866,097 号、「小型パッチラミネート (MINI PATCH LAMINATE)」に基づく優先権を主張する。なお、上記米国仮出願は、参照によりその全文が組み込まれている。

10

【0002】

本考案の開示は、身分証明書、クレジットカードおよびデビットカード等を含むプラスチックカードまたは複合カード、ならびにパスポートのような識別ドキュメント (identification document) に用いる保護ラミネートに関する。より詳しくは、本考案の開示は、識別ドキュメント表面の全表面積よりも著しく小さい部分にラミネートできる小型パッチに関する。

【背景技術】

20

【0003】

身分証明書、クレジットカードおよびデビットカード等、ならびにパスポートのような識別ドキュメントは、当該識別ドキュメントの対象となる所有者に関する情報によって個人化された (personalized) 後に、対象となる所有者に発行される。

【0004】

識別ドキュメントの表面は、磨耗および改ざんから表面およびその下にある個人化部 (personalization) を保護するために、透明なフィルムパッチ (film patch) でラミネートされることが多い。図 1 に示されているように、フィルムパッチ 2 は、通常、ドキュメント 4 の狭い縁 6、例えば、0.060 インチ幅の縁を除いたほぼ全表面積を覆う。

【0005】

30

識別ドキュメント表面の選択された領域に薄いホットスタンプパッチ (hot stamp patches) を貼り付けることも公知である。ホットスタンプパッチは、通常、一般にホログラムとも呼ばれる光学的変化素子 (Optically Variable Device) (OVD) または他のセキュリティ素子 (security device) である。ホットスタンプパッチの材料のため、また、ホットスタンプパッチがいかに薄いかを考慮すると、一般に、ホットスタンプパッチは、磨耗および改ざんからその下にある個人化情報を保護するのに十分とはいえ、ゆえに、上を覆う保護ラミネートは、通常、ホットスタンプパッチを含むカードの概ね全面 (狭い縁を除く) に貼り付けられる。

【考案の概要】**【考案が解決しようとする課題】**

40

【0006】

ドキュメント表面の一部のみを覆うより小さい保護フィルムパッチが望ましいとされる状況もあるだろう。

【課題を解決するための手段】**【0007】**

識別ドキュメント表面の全表面積よりも著しく小さい部分にラミネートできる保護用小型パッチについて説明する。小型パッチは、ドキュメント表面上の個人化情報の特定の領域を覆って、磨耗および改ざんから個人化情報を保護することができる。例えば、小型パッチは、カラー写真を覆っても良く、表面の残りの部分は露出したままとなる。

【0008】

50

小型パッチは、レーザー彫刻を用いて付与された個人化部を有するカードと組み合わせる用いることができる。カードに個人化情報をレーザー彫刻すると、レーザーによってカードのプラスチック材料が軟化する。小型パッチはカードのわずかな部分を覆うだけなので、レーザー彫刻は、それに続く小型パッチの貼り付けの妨げにならない。一方、レーザー彫刻の上に従来のカードサイズのラミネートをただちに施す場合、レーザー彫刻された領域の軟化したプラスチック材料に、ラミネートが十分付着しないことがある。従来のカードサイズのラミネートを施した後にレーザー彫刻を行う場合、レーザーは、ラミネート内に泡を発生させる傾向がある。

【図面の簡単な説明】

【0009】

【図1】図1は、従来のカードおよびフィルムパッチを示す。

【図2】図2は、小型パッチを備えたカードを示す。

【図3】図3は、ラミネート前の複数の小型パッチを含むウェブを示す。

【考案を実施するための形態】

【0010】

図2は、小型パッチ12を備えた識別ドキュメント10を示す。識別ドキュメント10は、ラミネートによって保護される個人化情報または他の情報を有するのならば、どんな識別ドキュメントでも良い。識別ドキュメントの例として、例えば身分証明書、クレジットカードおよびデビットカード等のプラスチックカードおよび複合カード、ならびにパスポートが挙げられる。説明を容易にするために、以下、識別ドキュメント10は、身分証明書または単にカードとして記載される。カードは、例えばID-1カード等のどんな大きさのカードでも良く、またはラミネートを用いてカード表面を保護するどんな形状のカードでも良い。

【0011】

カード10は、カードに貼り付けられた、対象となるカード所有者の写真14、例えば、カラー写真を含む。写真14は、例えば昇華法(dye sublimation)等の公知の印刷技術、または転写層に写真を印刷後、これをカード表面にラミネートする画像転写技術(image transfer technique)を用いてカード表面に印刷されていても良い。

【0012】

カード10は、例えば課金番号または通し番号およびカード所有者名等の独自の識別子である付加的個人化部(additional personalization)16を含んでも良い。付加的個人化部16は、例えばレーザー彫刻等の公知の技術を用いて付与することができる。

【0013】

図2に示されているように、小型パッチ12は、写真14上にラミネートされている。小型パッチ12は、カード表面のかなりの部分を露出したままで、写真14を覆う大きさに作成されている。例えば、運転免許証の写真の場合、小型パッチ12は、高さHが約1.42インチ(36.068mm)、長さLが約1.09インチ(27.686mm)である。カードに小型パッチをラミネートする機構についてのさらなる情報は、2006年11月8日出願された米国特許出願第11/557,615号により知ることができる。

【0014】

小型パッチ12は、写真14を覆うものとして説明および図示されているが、パッチ12は、カード上における写真以外の他の特定の個人化情報を覆う大きさおよび形状に作成されても良い。例えば、パッチ12は、写真14を覆わずに、個人化情報16の一部または全部を覆うことがある。

【0015】

図3は、キャリアウェブ18上に配置された多数の小型パッチ12を示している。複数の小型パッチ12は、例えばポリエステル等の材料からなるため、ラミネートは、一般に透明または半透明であり、よって、ラミネートで被覆された写真14または他の情報が実質的に遮られたり、変えられたりすることなく見える。ウェブ18および複数のパッチ1

10

20

30

40

50

2は、通常、ロール状で提供される。複数のパッチ12は透明であるとして説明したが、顕在的または潜在的な光学的変化素子（OVD）、図形、マイクロ印刷（micro-printing）および紫外線印刷（UV printing）等を備えても良い。複数のパッチは、好ましくは、厚みが約0.0004～0.0015インチ（約0.5mil～1.5mil）であり、これは、一般に、従来のホットスタンプパッチよりもずっと厚い。

【0016】

パッチ12は、カード表面の一部のみを覆うため、カード表面のかなりの部分は露出したままとなる。このようにすれば、例えばレーザー彫刻を用いてカード表面に付与された付加的個人化部16が、パッチ12の機能および性能の妨げにならない。付加的個人化部は、通常、写真14上にパッチ12を固定する前に付与されると考えられる。しかし、付加的個人化部は、カードにパッチを固定した後に付与されることもある。

10

【0017】

本明細書に記載された内容は、例えばミネソタ州ミネトンカのデータカード社から入手可能なMaxsysシステム等の中央発行個人化装置（central issuance personalization equipment）、または、例えばミネソタ州ミネトンカのデータカード社から入手可能なプリンタのSP75シリーズ等の卓上機械に用いることができる。

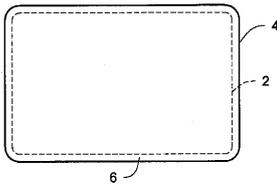
【0018】

本考案は、その精神または本質的特性から逸脱することなく、他の形式で具体化されても良い。本願において開示された実施形態は、全ての点で、例示的なものであって制限的なものではないとみなされるべきである。本考案の範囲は、上記記載ではなく、実用新案登録請求の範囲によって示されているため、実用新案登録請求の範囲と同等の意味および範囲内にある全ての変更が実用新案登録請求の範囲に包含される。

20

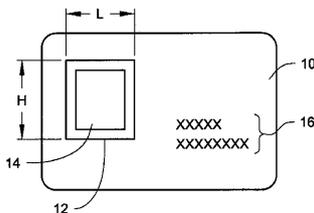
【図1】

Fig. 1
(Prior Art)



【図2】

Fig. 2



【図3】

Fig. 3

